

令和6年度 石川県特定最低賃金専門部会
第1回 電機部会 議事録

開 催 日 時	令和6年10月9日 水曜日 13時30分～15時05分			
開 催 場 所	金沢駅西合同庁舎 2階会議室			
出 席 委 員	公 益 代 表 委 員	粟田 真人	田中 英男	舟橋 秀明
	労働者代表委員	上岡 純一	徳本 喜彰	宮永 貴之
	使用者代表委員	井上 秀道	岩田 誠	橋本 政人
	欠 席 委 員			
	事 務 局	細貝労働基準部長	石間補佐	
	植田労働基準監督官	春名賃金調査員		
次 第	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p style="margin-left: 20px;">① 部会長、部会長代理の選任について</p> <p style="margin-left: 20px;">② 石川県特定最低賃金専門部会運営規定について</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 資料説明</p> <p style="margin-left: 20px;">④ 改正金額について</p> <p style="margin-left: 20px;">⑤ その他</p> <p>3 閉会</p>			
議 事 内 容	<ul style="list-style-type: none"> • 別紙のとおり 			

令和6年度 石川地方最低賃金審議会
石川県特定最低賃金専門部会 第1回電機部会 議事録

令和6年10月9日（水）

13時30分～15時05分

金沢駅西合同庁舎 第2会議室

【事務局】 補佐

定刻になりましたので、第1回電機部会を開会いたします。

本日の部会は初めての会議となりますので、部会長、部会長代理が選任されるまで、事務局で進行させていただきます。

皆様方には、10月1日付けで委員委嘱辞令を発令させていただいておりますが、辞令につきましては、机の上に置かせていただいておりますので、内容をご確認いただきますようお願いいたします。

それでは、開会に当たり、細貝労働基準部長よりご挨拶を申し上げます。

【事務局】 基準部長

皆様お疲れ様でございます。労働基準部長の細貝でございます。皆様、ご多忙の中、本部会電機部会の委員をお引受け賜り、誠にありがとうございます。

そして一部委員の方にはこの部会だけに限らず、本審あるいは他の部会の委員もお引き受けいただいているところでございます。重ねて御礼を申し上げます。また日頃より、労働基準行政に多大なるご理解をいただくことにつきましてこの場をお借りして御礼を申し上げます。ありがとうございます。皆様ご案内のとおりこちら本日いらっしゃる委員の方もいらっしゃいますが去る8月9日に石川地方最低賃金審議会において51円引上げて、984円とすることが妥当であるとの答申を労働局長あてにいただきました。諸手続きを経まして10月5日に無事984円の地域別最低賃金ということで発効したところでございます。改めて、その場でのご議論、真摯な労使のご議論に感謝を申し上げます。その使用者側の皆さん、労働者側の皆さんの真摯なお立場というのはこの電機部会でも同じなんだと思っております。一つ違うことといえば、県の最低賃金これは後程事務局から説明をいたしますけれども、公労使でやっていくということではあ

るんですけどこの産業別、今回電機部会ということでございますが、それぞれ産業別の特性等々を考慮して労働者側使用者側の皆様がそれぞれイニシアティブをとってその産業にとってどういった賃金水準が妥当なのかということ部会でご議論いただくということかと存じます。この点が地域すべての方に適用される最低賃金とは性質が異なるという点でございます。ご案内のことかと存じますがその点改めて念頭に置いていただきまして変わらぬご姿勢でご審議を賜ることができればありがたいというふうに思っております。これも10月の7日にですね、さっそく他の部会、一般機械・自動車ですけれどもこちらの方は1回目の専門部会で全会一致という形で1,000円から40円引き上げて1,040円ということで全会一致ということで決定をされているというところでございます。回数等々限らず率直なご議論がなされるように我々も努力いたしますのでどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】補佐

次に、委員の出欠状況について、ご報告申し上げます。

本日は、全委員にご出席いただいております。現在、9名中9名のご出席で、最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数である全委員の3分の2以上、又は公労使各側委員の3分の1以上を充たしていますので、本日の部会は有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは、議題(1)の部会長及び部会長代理の選任に移らせていただきます。

部会長及び部会長代理の選任につきましては、最低賃金法第25条第4項の規定により、公益を代表する委員のうちから委員が選挙するという手続きになってはいますが、当審議会におきましては、従来から公益委員で協議された上で推挙された方をご承認いただく方法をとっています。

今回も同じ進め方でよろしいでしょうか。

【各側委員】

異議なし。

【事務局】補佐

異議なしということですので、慣例に従いまして進めさせていただきます。

去る、7月11日に開催されました公益委員会議におきまして、部会長と部会長代理の候補者が推挙されておりますので、ご報告いたします。部会長舟橋委員、部会長代理田中委員でございますが、いかがでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【事務局】補佐 異議なしとのことですので、ご推挙いただいたとおりの、部会長及び部会長代理が選任されました。

それでは、この後の議事進行について、舟橋部会長よろしく願いいたします。

【舟橋部会長】 舟橋です、よろしく願いいたします。議事に入る前に、本日の議事録確認者を指名したいと思います。

公益委員側は私が行います。労働者側は徳本委員、使用者側は橋本委員お願いします。よろしく願いいたします

それでは議事に入ります。議題の（２）に移りますが、石川県特定最低賃金専門部会運営規程を確認しておきます。配付資料の資料①の４ページに、石川県特定最低賃金専門部会運営規程がありますが、この内容どおりご確認いただくということよろしいですか。

【各側委員】 異議なし。

【舟橋部会長】 よろしければ、お手元の運営規程どおり、専門部会を運営していくこととします。

次に、改正金額の発効日についてですが、昨年度は 12 月 31 日にしましたが、本年度も 12 月 31 日にするという方向で審議を進めることよろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【舟橋部会長】 それでは、改正金額の発効日は 12 月 31 日にすることといたします。次に配付されている資料について、事務局から説明をお願い致します。

【事務局】補佐 それでは、資料②からご覧ください。

こちらには、特定最低賃金改正申出書の写しと疎明資料、その後、事務局により申出要件審査の結果をお付けしております。また、改正決定の審議に係る諮問及び答申文の写しもお付けしております。

今年度は、5つの特賃産業について改正の申し出がございました、いずれの申出も形式要件を満たしておりましたが、先に開催されました石川地方最低賃金審議会におきまして、うち4つの産業について「改正の必要性あり」となりまして、石川労働局長から石川地方最低賃金審議会長へ、改正の諮問がなされております。

次に、資料③をご覧ください。最初にあります「特定最低賃金についての基本的な考え方」については、後程、ご説明させていただきます。

次ページからは、今般、ご審議いただきます産業についての「全国の特定最低賃金の決定状況」、及び「石川県における特定最低賃金の審議状況の推移」をお付けしております。

また、末尾には、特定最低賃金の答申日別最短効力発生予定日一覧表をお付けしております。この一覧表からは、本年年末の改正発効とするには、10月末までに答申していただく必要があることをご確認いただけます。

続いて、資料④についてご説明いたします。資料④最低賃金に関する基礎調査報告書についてご説明いたします。

この調査は、石川地方最低賃金審議会の審議に資するため、石川県内にある地域別最低賃金適用産業のうち、製造業は100人未満、その他の産業は30人未満の事業所、及び特定最低賃金適用産業の事業所から1,969件をランダムに抽出し、本年5月中旬から7月上旬にかけて当該調査を実施し、回収率は49.5%975件でした。この調査結果のうち、特定最低賃金に関するものをまとめたのが、資料④となります。

総括表の見方について、簡単にご説明いたします。総括表はA3サイズの4枚で1組となっています。総括表の左端に「時間当たり所定内賃金（3手当を除く）」とございますが、これは、実際に支払われた賃金ではなく、欠勤、早退等をすることなく働いた場合に支払われる基本給1時間当たりの金額であり、同金額以下の労働者数と構成比が右欄に記されています。併せて、規模別や県内に4か所ある労働基準監督署の管轄地域別、年齢別の内訳も記されています。この総括表を基に「最低賃金を引き上げた場合の引上げ額、引上げ率と影響率の関係表」を作成しております。

最低賃金の改正に際し、改正後の最低賃金を下回る労働者、つまり、最低賃金の改定により影響を受ける労働者の全体に占める割合を示すものが当該関係表に記載されている影響率となります。次葉以降は、該当労働者の分布グラフとなります。

これらの調査結果について、今後の審議でのご参考としていただければ幸

甚です。

【事務局】 監督官

続いて、別冊 1 について、ご説明いたします。

それでは、別冊 1 をご覧ください。1 ページからは北陸財務局から本年 9 月 30 日に発表された北陸経済調査です。管内経済の状況は、前回 8 月判断を据え置き、総括判断は、8 月と同様、令和 6 年能登半島地震の影響は残るものの、復旧・復興需要や北陸新幹線の敦賀延長効果等もみられることから、持ち直しつつある。とされています。

次に、14 ページからは日本銀行金沢支店が 9 月 11 日に発表した北陸の金融経済月報です。全体判断は、2024 年 5 月以来の引き上げとなり、一部に能登半島地震の影響がみられるものの、緩やかに回復しつつある、とされています。

次に、21 ページからは石川労働局職業安定部職業安定課が 10 月 1 日に発表した 8 月の雇用失業情勢です。基調判断として、県内の雇用情勢は、全体として求人が求職を上回って推移しているものの、令和 6 年能登半島地震の影響により、一部地域に弱さがみられる、とされています。

なお、有効求人倍率は 1.49 倍となり、前月比 0.02 ポイント、2 か月連続で上昇しております。

最後に、39 ページからは主要データ集をお付けしております。今後の審議のご参考にしていただければと思います。

【舟橋部会長】

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問等ありましたらよろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

【徳本委員】

資料の A3 の総括表ですけど、これ例年見落してましたけど、穴水のところにデータが入っていないのはこれ例年入ってませんでしたでしょうか。地震に関わってのことかなと思ひまして、気になりましたので教えていただきたいと思ひます。

【舟橋部会長】

よろしいでしょうか。はい、願ひします。

【事務局】 補佐

正しくそういう考え方もあるんですが、実はこの調査に限って、今年は調査をさせていただきましたが、残念ながら、あの強制的に回収しているような調査ではございませんので、回答が今回得られなかったということでござ

います。

【徳本委員】 ありがとうございます。例年は入っていましたか。

【事務局】補佐 例年、電機産業があれば入ってるんだと思います。

【徳本委員】 分かりました。はい、ありがとうございます。

【舟橋部会長】 そのほか、ご質問いかがでしょうか。ご質問がないようでしたら次に移りたいと思います。

次に具体的な金額等について、労使双方からこの場所でお聞きしたいと思いますが、その前に、特定最低賃金の基本的な考え方について、事務局から説明してください。

【事務局】補佐 資料③の 1 をご覧ください。ご説明させていただきます。

特定（産業別）最低賃金の基本的な考え方、特定（産業別）最低賃金は、関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の観点からその産業の年齢、業務などの条件で労働者の一部を除外した基幹的労働者について、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認める場合に、その労使の申出により設定することとされているものです。

したがって、特定（産業別）最低賃金の金額は、関係労使の自主性を尊重して設定されるものであるとの性格を有するものであり、最低賃金法第 15 条の規定の手續による関係労使の申出を受けて、都道府県労働局長が決定改正の必要性を最低賃金審議会に諮問し、全会一致で必要との意見が出された場合に、同審議会で審議された意見答申を尊重して決定改正されるものです。

これは、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するもので、法令上、特定最低賃金を定めなくてはならないような義務はなく、労使各側のコンセンサスのもと、特定最低賃金が設定されるべきであるという考え方によるものです。

地域別最低賃金が都道府県労働局長の諮問に基づき、調査審議によって決定する行政主導型の最低賃金であるのに対し、特定産業別最低賃金は労使主導型といえます。

必要性があるとして改正審議に入った後、その審議内容においても、平成

14年の中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告において、関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別最低賃金の決定または改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することと明示されております。

【舟橋部会長】

ただ今、事務局から説明のあった考え方の趣旨をご理解いただきまして、今後のご審議をお願いしたいと思います。

それでは、労働者側の方から総括的な考え方、具体的な金額をお聞きしたいと思います。

【徳本委員】

労働者側の徳本と申します。よろしく願いいたします。まずもってですね、この改正の必要性の審議につきましてもは必要性ありということで、本当にありがとうございます。今年もよろしく願いしたいと思います。金額につきましてもは、これからの審議の中で一つずつまた詰めていきたいと思っておりますので、総括的なところだけ少し申し上げたいと思っております。今年もといいますか現在もですね、やはり材料費高エネルギー高、後は海外の情勢等もありまして、企業側が厳しい状況であることは十分に理解をしております。また1月に発生しました能登半島地震の回復についても、住民の方もそうですけど、企業についてもなかなか時間がかかっていることについては理解を進めているところです。先般ありました、地方最低賃金の中でもこの辺のところは十分議論させていただきました。その辺についてはしっかりと今回の特定最賃につきましても、その立場を尊重してですねしっかりと審議をさせていただきたいと思っております。ただ地方最低賃金の時も申し上げましたけど、やはり具体的にはですね、この物価高とか、そういったところに対しては、物価にかかる場所も非常に影響がありまして、働く皆さんのところについても、やはり賃金を上げたいということも大きな声が届いておりますので、そういうところをしっかりと皆さんとご議論させていただきながら、最低賃金のところのあるべきところで到達していきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

【舟橋部会長】

ありがとうございました。そのほかの労働者側委員の方はよろしいですか。

次に使用者側の方から総括的な考え方、具体的な金額をお聞きしたいと思います。

【橋本委員】

よろしく願いいたします。

これまで十分協議をしながら皆さんと納得いくような金額で決着をさせていただいておりますので、今年もその例年の例に習ってしっかりと議論をした上でお互いに納得できるように決着をしたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

【舟橋部会長】

ありがとうございました。その他の使用者側委員の方からよろしいでしょうか。では部会を一旦休憩いたしまして、それぞれ個別にご意見をお聞きたいと思っております。事務局は、控室について案内をお願いします。

【事務局】 補佐

労働者側の控室は、同じフロアの第4会議室を、使用者側の控室は、第3会議室を用意しております。

(公労・公使折衝)

【舟橋部会長】

部会を再開いたします。

本日は労使双方から金額についてご意見をお伺いいたしました。

双方の主張内容について確認したいと思っております。

労側から提示ありました金額が54円、使側から提示がありました金額は42円ということで、開きがありました。

本日の部会では合意には至らないと判断いたしました。それぞれの数字の根拠をごく簡単にご説明したいと思っております。まず労側ですね54円という数字であります。これは全国春闘の機械部会の結果としまして、賃上げが11,000円ということで数字が出てきて、これを前提に月給換算をして、その月給を164時間を分母にしまして、割ったところ出てくる数字が時間給1,125円、これは全国的な水準であるということであります。これとの石川県との差額について、これを2、3年かけて縮めていきたいという目標の下、今回は3年で割って54円という数字を提示いただきました。これにつきましては次回もじっくり議論を続けていきたいということでありますし、現実的な着地点を求めていくというのも労働者側の意見としてございました。あとは機械部会との関係でありますけれども、機械と電機が分かれ

ているというところで、電機の方でも基幹産業としての独自性を進めていきたいということで、将来的に一本化、最後は最賃の一本化もあるところではありますけれども、今のところは性急な一本化ではなくて、基幹産業としての独自性を発揮したいというところでありました。他方、使用者側であります 42 円でありますけれども、こちらは機械部会の結論として 40 円アップということでありましたので、それよりも 2 円付け加えていると、将来的には機械と電機の本一本化、少しでも差を縮めていくべく 40 円プラスアルファというところで、2 円を追加したということであります。この数字も使側が共通していることは、持続的な賃上げそして健全な上げ幅を前提に会社の発展、そして労働者側と可処分所得の維持というところを強調されていたかと思えます。結果的には差が開きがありますので、一週間ぐらい時間がありますので双方とも議論の準備をしていただきまして、できるだけ全会一致ができるよう、ご努力いただきたいと思えます。

本日はこれで終了したいと思えますけれども、先ほど事務局から説明のありました特定最低賃金の基本的な考え方をご理解いただきまして、ぜひとも次回の部会で全会一致により結審したいと思えますので、両者の歩み寄りをお願いしたいと思えます。その他何かご意見がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。ないようでしたら、次回の案内を事務局からお願いいたします。

【事務局】 補佐

次回、第 2 回電機部会は 10 月 18 日金曜日 13 時 00 分から、金沢西合同庁舎 2 階会議室で開催します。

なお、当日所用により欠席される場合は、事前に事務局あて、ご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

【舟橋部会長】

これで、本日の電機部会を終わります。お疲れさまでした。